

【令和7年度版】

稲城市中小企業融資あっせん制度のご案内 (小口事業資金・小口零細企業資金)

市内中小企業者の経営の安定を図ることを目的に、東京信用保証協会と取扱金融機関の協力を得て融資のあっせんを行う制度です。信用保証料と貸付利率の一部を補助しています。

※稲城市が直接資金を融資する制度ではありません。

●融資の種類と条件

資金の用途		運転・設備資金	緊急運転資金	開業資金
限度額		2,000 万円	400 万円	1,000 万円
融資期間 (据置6ヶ月を含む)		7年以内	5年以内	7年以内
貸付利率		2.05%	1.65%	1.65%
負担割合	事業主負担	1.063%	0.397%	0.913%
	市負担	0.987%	1.253%	0.737%
連帯 保証人	個人事業主	原則不要		
	法人事業主	代表者個人 (金融機関及び保証協会が認める場合不要)		
償還方法		毎月元金均等払い		
信用保証料 補助率		支払い後2分の1 都(または市)が補助 ※1	支払い後、全額補助 (2分の1を都が補助、 残り2分の1市が補助) ※2	支払い後、全額補助 (3分の2を都が補助、 残り3分の1市が補助)
		※1 小口事業資金の運転設備資金については市が2分の1補助。 小口零細企業資金の運転設備資金については、都が2分の1補助。 ※2 小口事業資金の緊急運転資金については市が10/10 補助		

・同種類の事業資金については、融資限度額から申請時点における貸付残高を差し引いた額の範囲内で、融資を受けることができます。

・運転・設備、緊急運転の各資金は、相互に重複して融資を受けることができます。

・借り換えにはご利用いただけません。

・稲城市外への転出、廃業、当初の返済計画に変更があった等(一括繰上完済を除く)、返済内容に著しい変更があった場合、変更日以降利子の補給はいたしませんのでご注意ください。

※注意※

○金融機関及び信用保証機関の審査によりあっせんが不調となること、貸付額が申請金額より減額される場合があります。

○申請多数により、予算予定額に達した場合(見込み含む)、受付を中止することがあります。

●ご利用いただける方

※申請時に融資額と返済期間、金融機関(勘定店)の記入が必要になりますので、取扱金融機関に事前相談後、市へ申請をお願いいたします。

基本要件

次の要件を全て満たす中小企業者。※開業資金については(1)の要件は適用されません。

- (1)稲城市内で同一の事業を引き続き1年以上営んでいる(東京信用保証協会の保証対象業種に属するもの)
- (2)当該事業を営むための許可等を受けている(又は、受ける)
- (3)市税が賦課され、かつ、これを滞納していない※2 また、その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと※3
- (4)事業内容が堅実であり、適切な事業計画を有し、融資あっせん制度により貸付を受けた資金の償還及びこれに係る利子の支払の見込みが確実である。
- (5)現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しない、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しない、暴力的な要求行為等を行わない。

※2 市税が賦課されないことにつき市長が定めるものを除く

※3 ただし、完納の見通しが立つ場合などはこの限りではない

運転・設備資金

基本要件の(1)から(5)までを全て満たす中小企業者

緊急運転資金

次の(1)及び(2)を満たす中小企業者

- (1)融資対象の基本要件を満たす。
- (2)最近3か月間(申込月の前々月を含める)の売上実績が前年同期と比較して、10%以上減少している。

【最近3か月間の売上実績と申込月の前々月について】

例：申込月が6月の場合

申込月の前々月は4月になるため、4月を含めた3か月間の売上実績と前年同期を比較し、売上が10%以上減少していれば申請可能。期間は以下(1)～(3)から選択する。

(1) 2月・3月・4月	(2) 3月・4月・5月	(3) 4月・5月・6月(※)
--------------	--------------	-----------------

※(3)は6月の売上金額(決算)が確定している場合のみ可能。決算見込み額での申請は不可。

開業資金※初めて開業される方が対象です。

次の要件を備えていなければならない。なお、事業については東京信用保証協会の保証対象業種であり、かつ事業規模等は中小企業者の範囲内であることを要する。

【以下の基準にすべて該当すること。(AとBについてはどちらか一方が該当すること)】

(A)1 か月以内に稲城市内で新たに事業を開始する個人、または2 か月以内に稲城市内で新たに事業を開始する法人。

(B)稲城市内で創業して1年未満の個人または法人。(個人で創業し、同一事業を法人化した者で、個人で創業した日から1年未満の者を含む。)

(C)基本要件の(2)から(5)までを全て満たす方。

(D)代表者の住所地が稲城市内に継続して1年以上ある方。

●取扱金融機関

令和7年4月7日現在

金 融 機 関	電 話	金 融 機 関	電 話
川崎信用金庫 稲田堤支店	044-944-3170	多摩信用金庫 永山支店	042-356-2511
川崎信用金庫 新百合丘支店	044-952-2838	多摩信用金庫 府中支店	042-366-8211
きらぼし銀行 稲城支店 ※1	042-306-9503 きらぼし銀行府中支社	多摩信用金庫 稲城矢野口支店	042-379-3451
きらぼし銀行 若葉台支店 ※1		多摩信用金庫 桜ヶ丘支店	042-374-2781
きらぼし銀行 稲城向陽台支店 ※1		みずほ銀行 稲城中央支店 ※3	03-6631-9543 法人営業オフィス
きらぼし銀行 稲田堤支店 ※2	042-709-3781 きらぼし銀行町田支社	みずほ銀行 調布支店 ※3	
きらぼし銀行 新百合ヶ丘支店※2		城南信用金庫 稲城支店	042-377-7011
さわやか信用金庫 稲城支店	042-377-3811	山梨中央銀行 府中支店 ※4	042-324-3750
さわやか信用金庫 矢野口支店	042-378-2961	東京南農業協同組合 稲城支店※5	042-377-6002

※1 きらぼし銀行稲城・若葉台・稲城向陽台支店の融資に関する問い合わせ先は「きらぼし銀行府中支社」(042-306-9503)へご連絡ください。

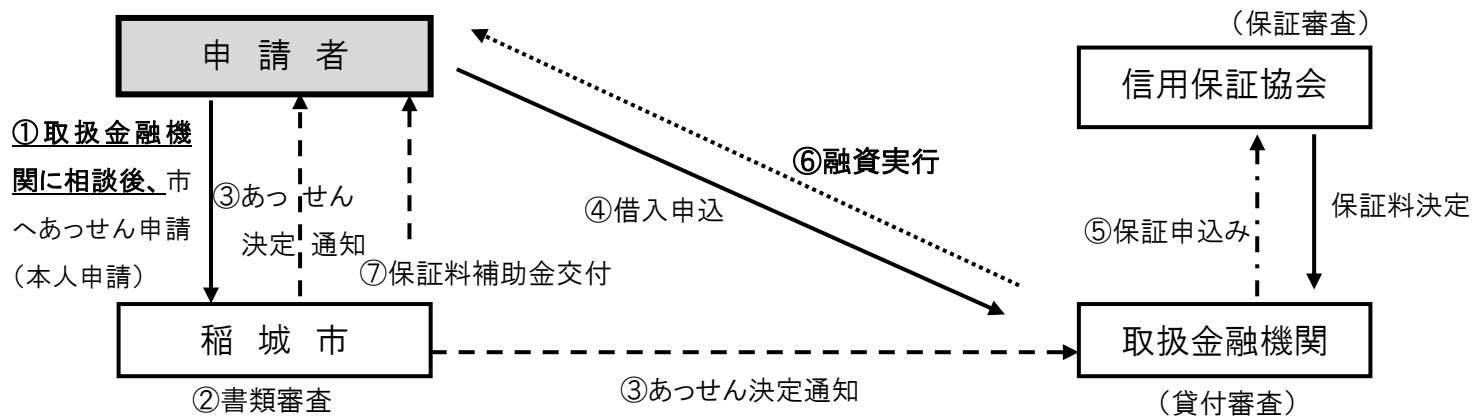
※2 きらぼし銀行稲田堤・新百合ヶ丘支店の融資に関する問い合わせ先は「きらぼし銀行町田支社」(042-709-3781)へご連絡ください。

※3 みずほ銀行稲城中央支店・調布支店の融資に関する問い合わせは「みずほ銀行法人営業オフィス」(03-6631-9543)へご連絡ください。

※4 山梨中央銀行府中支店の融資に関する問い合わせは、「山梨中央銀行国分寺支店」(042-324-3750)へご連絡ください。

※5 東京南農業協同組合稲城支店は小口事業資金・個人事業主のみの取扱いです。

●手続きの流れ



- (1) 取扱金融機関に事前相談後、市役所経済課に必要書類を全て揃えてあつせん申請を行う。
- (2) 市で書類審査後、申請者と取扱金融機関へ決定通知を送付。
- (3) あつせん決定通知受け取り後、申請者は取り扱い金融機関にて借入申込手続きを行う。
- (4) 取扱金融機関・信用保証協会で審査・決定後、必要な手続きを行い、金融機関より融資が実行されます。

信用保証料の補助について

融資実行翌月以降、取扱金融機関から市へ融資実行の報告がされます。金融機関報告後1～2か月程度で市から信用保証料補助金について申請書・請求書を事業者宛に送付いたします。通知文に記載の**申請期限までに市へ申請書・請求書(2枚)を提出してください**。收受後、約1か月～1か月半程度で指定口座にお振込み予定です。

東京都補助分の信用保証料につきましては、東京信用保証協会への支払い時に都補助分があらかじめ差し引かれた状態となっております。稲城市から信用保証料補助のご案内はございませんのでご注意ください。

一括繰上完済をした場合

一括繰上完済した場合、**未経過分について信用保証料(市補助分)の返還が発生する場合がございます**。市で信用保証料を再計算し、市補助分の返還が発生する場合は納付書を郵送いたします。納付書記載の納付期限までにお支払いをお願いいたします。

利子補給補助金の補助について

年2回(上半期・下半期)、金融機関宛に半期分をまとめて入金しております。市と事業主間の手続きはございません。金融機関宛に利子補給補助金について半期ごとに確認依頼をしております。

稲城市外への転出・廃業・代位弁済・条件変更・一部繰上返済等、当初の返済計画(内容)に著しい変更があった場合(一括繰上完済を除く)、変更日以降、利子の補給はいたしませんのでご注意ください。

この制度の利用条件を満たさなくなった場合も、利子補給は停止しますのでご注意ください。

住所等の連絡先に変更があった場合

住所・電話番号・代表者等、申請時の情報に変更があった場合は、金融機関を通して市へ報告をして下さい。(登記簿・住民票の写し等の書類を提出してください。電話番号の変更であれば任意の様式での報告可。)

●**申込み必要書類** ※各証明書は3ヶ月以内に発行されたものに限りします。

※非課税者は納税証明書が発行されないため、申請前に経済課までご相談ください。

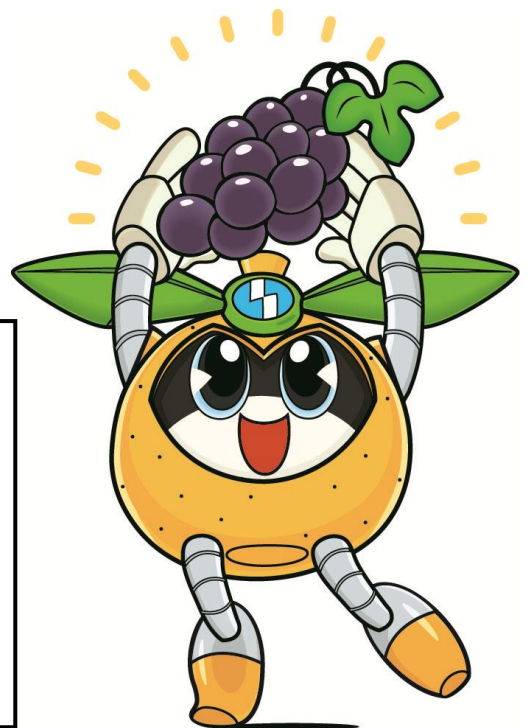
必須申請書類（法人）	運転設備	緊急運転	開業資金
①申請書（1部） 法人用または開業資金用のうち該当する方をご使用ください。	○	○	○
②法人市民税の納税証明書（1部） ※稲城市発行の納税証明書が必要です。 <u>課税証明書ではありません。</u>	○	○	—
③保証人(代表者個人)の市民税納税証明書（1部） ※開業資金以外は東京、神奈川、千葉、埼玉、山梨県内の自治体発行の納税証明書であれば可。 <u>開業資金は稲城市発行の納税証明書のみ可能。</u> <u>※課税証明書ではありません。</u>	○	○	○
④履歴事項全部証明書(※写し可)（1部）	○	○	○
⑤直近事業年度の決算書の写し（1式） (税務署受付印のある確定申告書、決算書、勘定科目明細書の控えの写し)	○	○	○
⑥承諾書（1部）	○	○	○
⑦見積書または契約書等の写し（1部）	設備資金 のみ必要	—	—
⑧緊急運転資金融資対象該当届（1部）※金融機関記入欄あり	—	○	—
⑨事業計画書(指定様式)（1部）	—	—	○
⑩住民票(世帯一部、本籍・続柄省略)（1部）	—	—	○
⑪融資申請チェックシート（1部）※金融機関記入欄あり	○	○	○
必須申請書類(個人)	運転設備	緊急運転	開業資金
①申請書（1部） 個人用または開業資金用のうち該当する方をご使用ください。	○	○	○
②申請者個人の市民税納税証明書（1部） ※開業資金以外は東京、神奈川、千葉、埼玉、山梨県内の自治体発行の納税証明書であれば可。 <u>開業資金は稲城市発行の納税証明書のみ可能。</u> <u>※課税証明書ではありません。</u>	○	○	○
③直近年度分の確定申告書・内訳書の写し（1式） (税務署受付印や電子申告の受信通知のあるもの)	○	○	○
④承諾書（1部）	○	○	○
⑤見積書または契約書等の写し（1部）	設備資金 のみ必要	—	—
⑥緊急運転資金融資対象該当届（1部）※金融機関記入欄あり	—	○	—
⑦事業計画書(指定様式)（1部）	—	—	○
⑧住民票(世帯一部、本籍・続柄省略)（1部）	—	—	○
⑨融資申請チェックシート（1部）※金融機関記入欄あり	○	○	○

●申請前に必ずご確認ください

- (1)取扱金融機関へ必ず事前相談をしてから、市へ申し込みをしてください。
- (2)申請は郵送にて受付します。窓口での提出も可能ですが、お預かりのみとなります。不備等ある場合は、後日のご連絡となりますのでご了承ください。
(確認事項がある場合、追加書類を求める場合がございます。書類が全てそろった段階から審査開始とさせていただきますのでご注意ください。)
- (3)窓口は稲城市役所 6階 経済課商工係のみ、午前9時～午後5時まで受付可能です。
(※土日祝・年末年始・休日開庁日を除く。平尾出張所・若葉台出張所は受付不可。)
- (4)審査は市収受後、7～10 営業日程度お時間を頂いております。(審査時間は前後する場合がございます。)お時間に余裕を持ってお申込みください。結果は申請者と金融機関宛にそれぞれ郵送で送付いたします。
- (5)納税証明書と課税証明書を間違えて提出される方がいらっしゃいます。申請には「納税証明書」が必要になりますので、お間違いがないようご注意ください。提出は原本が必要になります。
- (6)市役所からご連絡する場合がございます。申請書に記入する連絡先は日中つながる電話番号をご記入ください。連絡先の変更があった場合は、金融機関を通して必ずご連絡ください。

問い合わせ先

稲城市役所 経済課 商工係 (本庁舎6階)
住 所：〒206-8601 稲城市東長沼 2111 番地
電話番号：042-378-2111 (内線 674)
<https://www.city.inagi.tokyo.jp/>
ウェブサイトより申請書類をダウンロードできます。



©K.Okawara・Jet Inoue

稲城市